

公有化後における史跡等の管理・活用計画

補助事業者名			和光市		事業名		史跡・午王山遺跡					事業形態		直接買上げ	
公有化及び管理・活用の実施スケジュール															
種別	内容(具体的な実施方法を含めて明記する)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考	
公有化			R7～												
管理 (R7買上地)	草刈	シルバー人材センター等に委託し、年3～4回実施	R8～												
	巡回監視	文化財保護担当職員によるパトロールを年6回実施	R8～												
活用 (R7買上地)	暫定整備(環境整備)	既存の史跡解説看板を含め、来跡した市民や観光客が史跡の特徴を理解できるよう、本整備までの間に可能な範囲で見学環境を整備する。	R8～												
	講座等の実施	史跡の魅力を直接体験できるよう、既存の公有地を含めて現地開催のお届け講座等に活用する。	R8～												
	情報発信	「午王山遺跡だより」や和光市デジタルミュージアムを活用し、史跡の魅力を広く発信する。	R8～												
活用 (全体計画)	整備計画策定	整備基本計画策定 第1期整備工事設計等 第1期整備工事	R8～9 R10～11 R12～14												
	史跡公園暫定公開	第1期整備地の公開	R15～												
上記に係る特記事項															
・R7買上地の管理・活用は、既公有地と一体的に行う。 ・第1期整備工事及び整備地の公開は、整備基本計画の策定及び公有地化の状況に応じてスケジュールが変更となる場合がある。 ・公有地化した土地を暫定的に開放する場合は、R15予定の史跡公園としての第1期整備工事に先立って部分的に公開するものであることを念頭に、今後策定を予定する史跡全体にかかる整備基本計画との整合性に留意して実施する。															